

国民健康保険のお知らせ

7月にお送りする通知などについてお知らせします。

問 市民課 国保年金係 直 0263②0772

8月以降、マイナ保険証または資格確認書で医療機関などを受診することとなります。マイナ保険証の登録状況によって交付する書類が異なりますので、次のフローチャートでご確認ください。

交付書類判定 フローチャート

スタート マイナンバーカードを持っている

いいえ

はい

マイナンバーカードの「健康保険証の利用登録」をしている

いいえ

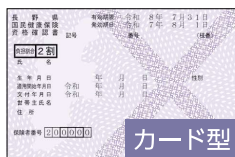
はい

マイナンバーカードでの受診などが困難な人（要介護認定者・障がい者など）、マイナンバーカードの紛失・更新中の人で、**資格確認書交付申請**をしている

はい

いいえ

資格確認書



カード型



水色の封筒
で送付

世帯主宛てに7月上旬から送付

令和7年8月1日(金)からお使いいただく資格確認書をお送りします。有効期限は表面に記載されています（基本は**8年7月31日(月)**まで。それまでに70歳になる人は、誕生月の月末まで）。

資格情報のお知らせ



A 4 型



緑色の封筒
で送付

世帯主宛てに7月上旬から送付

医療保険の資格情報が記載された、資格情報のお知らせをお送りします。**70歳未満の人は有効期限がありません。**

なお、資格情報のお知らせのみでの受診などはできません。医療機関でカードリーダーなどの不具合の際には、マイナ保険証とセットでご提示ください。



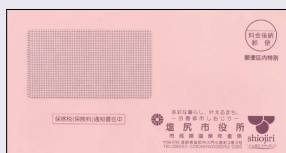
※資格確認書、資格情報のお知らせ共に、**70歳以上は窓口負担割合と有効期限が記載**されますので、ご確認ください。
※世帯内で交付する書類が混在する場合には、それぞれの封筒でお送りします。

「限度額適用認定証」の更新について

認定証の有効期限は、7年7月31日(木)までとなっています。引き続き交付を希望する人は更新の手続きが必要です。なお、**マイナ保険証をお持ちの人には、今年度から更新申請書を送付しません**ので、ご注意ください。

保険税
納税通知書を
7月上旬から
発送

国民健康保険税は世帯主が納税義務者となるため、世帯主が国保に加入していない場合でも、**世帯主宛てに納税通知書をお送りします**。納付方法によりお送りするものが異なりますので、通知が届きましたら確認をお願いします。納付方法には次の二つがあります。



◀桃色の封筒でお送りします

■普通徴収 通知書に記載された口座から振り替えで納付していただくか、同封する納付書で納付していただきます。

■特別徴収 加入者全員が65歳以上の世帯は、原則として世帯主が受給する年金の支給に合わせ、年金からの天引きで納付していただきます。